

「世界の生活文化研究会」会則

1. 名 称

本会は、「世界の生活文化研究会」という。

2. 所 在 (防犯・個人情報漏洩等防止の為、非公開)

本会は、事務局を に置く。

3. 目 的

本会は、府中を本拠地・活動拠点とし、世界の生活文化とその背景（歴史、政治、風土等）に関連した広範囲に渡るテーマ（世界遺産、絵画美術、音楽芸術、民俗芸能、城・遺跡探訪等も含む）について研究活動を行うと共に、それを通じて会員間のコミュニケーションを図り、相互理解を深める。

さらに、会員の学習意欲及び知識を高め、世代間交流、異文化理解、アイデンティティの尊重、ボランティア精神の重要性等に対する認識を向上させる。

そして、この会で得た知識や情報を、各会員がさまざまな形で、それぞれの地元に広げていくことにより、多摩地域等の発展に微力ながら貢献することを目指す。

4. 活 動

本会は、上記3. 目的達成の為、以下の活動を行う。

- ① 月1回程度の定例会において、講師を中心とした研究活動（資料、機材を用いた座学）を行う。
- ② 年1回程度、屋外ウォーキングを実施し、多摩地域の自然や文化に触れる。
- ③ 年1回程度、外部講師を迎える、普段触れる機会の少ない分野の講義を聞く。
- ④ 年1回以上、会員有志による研究発表や会員合同映写会等を行う。
- ⑤ 隨時、会員による多摩地域等でのこの会以外の活動報告を行う。

5. 会 員

本会は、上記目的及び会則・会細則に賛同・協力し、積極的に活動する者で組織する。

6. 役 職

本会は、以下の役職を中心に活動する。

- ・代表（＝主宰）
- ・顧問
- ・特任講師
- ・専任講師
- ・事務局長（各1名）
- ・副事務局長（2名）

各担当範囲等については、会細則に定める。

7. 運 営

本会では、議論すべき課題が生じた場合、代表（＝主宰）から会員に通知し、定期例会もしくは臨時総会において出席者（3分の2以上）の過半数をもって議決する。尚、詳しい取決めについては会細則に定める。

8. 会 費

本会における会費は、年額1,000円とする。

改訂-1 2018年2月7日

改訂-2 2020年1月31日

改訂-3 2025年11月30日